

受益者負担金に関する要望経過について

**【下水道課の要望活動】**

要望活動①

H27.4.20 復興庁南相馬支局に要望事項として受益者負担金に関する要望内容を説明した。

要望に対する回答①

H27.4.20 復興庁南相馬支局より個人の資産形成に資する類のものについては該当しない旨、説明を受けた。

要望活動②

H27.5.20 復興庁要望（H28年度復興庁予算要求）に要望事項として再度、受益者負担金に関する要望を提出。文書での回答を依頼した。

要望に対する回答②

H27.6.24 企画課、下水道課3名で復興庁南相馬支所を訪問し、要望書に対する結果説明を受けた。文書での回答はしないとのことで口頭での回答として、個人の資産形成に資する類のものについては該当しない旨、説明を受けた。

**【市長の要望活動】**

H27.8.18 福島復興局長に面談し、受益者負担金について、復興庁要望調書に基づき要望した。

個人の資産形成に資する類のものについては該当しない旨、説明を受けた。

## 福島復興局長への重点要望事項

平成 27 年 8 月 18 日

企 画 課

### 1. 特別都市下水路の再整備に係る復興関連事業の採択について

(要望内容)

- ・ 応急復旧した施設は、海岸部で実施してる各種復旧復興事業の妨げにもなっていること、特別都市下水路は、地元企業の基幹工場排水路であり再整備が不可欠であることから、特別都市下水路再整備事業を「福島再生加速化交付金」「復興交付金市街地復興効果促進事業(一括配分)」に位置づけ、実施可能とすること。

概算事業費：3億円

整備延長：L=850m、Φ=800m

(理由)

- ・ 本市の都市下水路は公共性が低いという理由で、基幹事業として認められていない。

### 2. 深井戸無償貸付及び譲与に関して

(要望内容)

- ・ 非該当世帯への市単独補助事業に対して、財政支援すること。
- ・ 旧特定避難勧奨地点の行政区域に居住する者も対象にできるよう再検討すること。

(理由)

- ・ 対象者が、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域、旧警戒区域及び旧特定避難勧奨地点の居住者となった(あわせて、未給水区域、又は給水区域であり当面整備予定のない地域)
- ・ 市としては、旧特定避難勧奨地点に関しては、勧奨地点の居住者ではなく、旧特定避難勧奨地点の行政区域に居住する者を対象にしたいと考えていた。
- ・ 対象者が旧特定避難勧奨地点の居住者になったことにより、非該当世帯が「12世帯」生じることになった。
- ・ 非該当世帯や工事済世帯へは、市の単独の補助事業を創設し、支援することにした。

(事業費)

- ・ 1件あたり…上限100万円

(内訳)

- ・ 非該当世帯 6世帯×100万円
- ・ 工事済世帯(確認済) 17世帯×100万円
- ・ 工事済で未確認世帯(想定) 7世帯×100万円

---

予算総額 3,000万円

### 3. 防災備蓄倉庫建設事業への財政支援について

(要望内容)

- ・大規模災害時には、家屋の倒壊や停電、断水等により多数の避難者の発生が予想され、また、今回の大震災を経験として発災後から3日程度は広域応援による物資の補給支援が困難になることが予想されることから、避難者に対して、食糧、飲料水及び生活必需物資を一定量備蓄するため防災備蓄倉庫の建設を計画しているので復興交付金に該当させること。

(理由)

- ・備蓄物資支援対象者が津波避難でないことや既存備蓄倉庫の復旧ではないため、復興交付金を充てることは困難との回答を受けている。

### 4. 原子力災害に伴う土地・家屋に係る固定資産税の減額課税措置等について

(要望内容)

- ・税減収分について、震災復興特別交付税を継続して交付すること。
- ・減免額：約10億円

(理由)

- ・地方税法により土地・家屋に係る固定資産税の2分の1減額課税措置については、課税免除区域から除外されてから原則3年度分とされている。
- ・放射性物質の影響により、土地・家屋の本来の効用が低下・喪失しており、使用上の支障が生じているため、平成27年度からは、市条例により2分の1減免措置を適用しているが、税負担の軽減に伴う減収が生じている。

### 5. 原子力災害に伴う荒廃家屋の取り壊しに係る住宅用地の特例適用について

(要望内容)

- ・荒廃家屋の取り壊しにより更地となった敷地についても住宅用地の課税標準の特例が適用できるように地方税法を改正すること。
- ・住宅用地の課税標準の特例を適用した場合の減収分については、適用期間終了まで震災復興特別交付税を継続して交付すること。

(理由)

- ・原子力災害による避難を余儀なくされたことによる荒廃した家屋の解体を進めている。
- ・住宅用地が更地になると、固定資産税における課税標準の特例適用外になり、税額が上昇する。
- ・東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地については地方税法の規定に基づき、更地になっても住宅用地とみなし、H33年度分まで、課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されている。
- ・原子力災害においては、課税標準の特例が適用されない。

## 6. 「帰還・再生加速事業」施設修繕事業について

(要望内容)

- ・福島復興再生特別措置法の要綱改正前のように、「帰還・再生加速事業」での施設修繕事業の復活を要望する。

(理由)

- ・南相馬市小高区（避難指示区域）内の店舗、事務所等は住民の避難により荒廃し、事業再開のためには清掃・軽微な修繕が必要。
- ・福島復興再生特別措置法の要綱改正前には、福島避難解除等区域生活環境整備事業で対象外となった事業所についても「帰還・再生加速事業」により修繕可能であった
- ・H27.4.9に要綱改正になってからは、「帰還・再生加速事業」の「公共施設等の機能回復委託事業」が除かれたため、修繕ができなくなった。
- ・H26年度までは、「吉田ふとん」「スズキ美容室」などが事業該当となったが、改正後には「薬局・給油所・スーパー・コンビニ等（主に飲食料品や日用品の物品販売を営む店舗施設）・タクシー営業所」のみが該当となり、それ以外の店舗施設は対象外になった。

## 7. 有害鳥獣（イノシシ）の処分・焼却処理施設整備・焼却灰処分を国が実施することについて

(要望内容)

- ・国による焼却施設・焼却灰の埋め立てをする最終処分場を早急に整備すること。
- ・有害鳥獣の処分について国の責任で焼却等の対応を行うこと。
- ・市内の避難指示区域内に一時埋設している42,158頭の家畜を、国の責任において早期に処分すること。

(理由)

- ・住民の避難生活の長期化に伴い、有害鳥獣の被害が増大している。
- ・捕獲した有害鳥獣は市有地の埋設処分を実施している。
- ・原子力災害発生後、捕獲したイノシシは出荷・摂取制限のため埋設処分している。
- ・年間500頭超の埋設が、処分場の埋め立て残容量を圧迫している。
- ・近隣住民は、イノシシからの放射性セシウムの流出、水質等環境悪化を懸念している。
- ・県内各自治体の共通課題。

---

### 《その他》

- ・仮設住宅の集約に伴い、移転先が決定していない避難者への対応
- ・市外・県外への避難者への対応
- ・避難指示区域が解除された際の地域の防犯・消防体制
- ・避難指示区域の除染加速化

## 参考案件

### ・準備宿泊時のごみの回収について

#### (要望内容)

- ・避難指示が解除されるまでは、準備宿泊時に発生した可燃ごみについて、国がごみ集積所のごみを回収し、仮設焼却施設で焼却をすること。

#### (理由)

- ・特例宿泊時には臨時ごみ集積所を設置し、市クリーンセンターで処分している。
- ・クリーンセンター周辺住民からごみを持ち込まないようにとの要望があげられている。
- ・8月31日から11月30日まで準備宿泊を実施する。住民説明会では、定期的に片づけごみの回収をして欲しいとの要望が出ている。

### ・在宅（持家）高齢者の見守り支援について

#### (要望内容)

- ・在宅（持家）高齢者も対象になるよう、「被災者健康・生活支援総合交付金事業」交付要件の見直しを図ること。

#### (理由)

- ・「被災者健康・生活支援総合交付金事業」で活用し生活相談員を配置しながら、仮設住宅等に入居している避難者の生活支援や見守りを行っているが、在宅（持家）高齢者は対象要件外とされている。
- ・今年度、在宅の高齢者の孤独死も4件、起きている。

### ・特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の延長について

#### (要望内容)

- ・避難指示区域における復興事業や土地利用の再編を考える上で、土地の買い取りが停滞するという事態は避けたいので、買い取り期間を平成29年3月末まで延長すること。

（相馬養護学校の建設予定地についても、地権者4人のうち3人が、2,000万円を超える予定。この制度がなくなると、公有地拡大法による1,500万円の控除にしかない）

#### (理由)

- ・「特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除制度」は、対象となる土地の買い取り期間が平成28年3月末までとされているため、平成28年度以降の土地の取得が一層困難になるのではないかと懸念される。

・バグフィルターの改良工事を国庫補助対象事業にすることについて

(要望内容)

- ・ 近隣住民の不安払拭のため、国の施設同様バグフィルターを1炉2基とする改良工事を、二酸化炭素削減率に左右されることなく、その費用全てを国庫補助事業の対象とすること。

(理由)

- ・ ごみ焼却施設の近隣住民から、ごみの焼却に伴い放射性物質が飛散する可能性への不安の声が上がっている。
- ・ 市では、本年度からごみ焼却施設を基幹的設備改良事業（二酸化炭素削減が補助要件）で大規模改修を行っている。
- ・ 国は、災害廃棄物処理業務の減容化施設においては、バグフィルターを1炉2基として、万が一の事態に備えている。

・福島県浜通り地方看護体制強化支援事業補助金の期間延長に対する国の支援について

(要望内容)

- ・ 県が「浜通り地方看護体制強化支援事業補助金」の延長を決定した場合は、国は財政支援制度について継続して交付決定すること。

(理由)

- ・ 福島県が看護師確保・定着のために実施している上記補助金の事業期間が、平成27年度までとなっているが、当市の医療はいまだ看護職員の不足により、病床の完全再開ができずにいる。
- ・ 市は、県に対して「浜通り地方看護体制強化支援事業補助金」の延長を求めており、県でも延長について検討している。

・農業系廃棄物の処分について

(要望内容)

- ・ 農業系廃棄物の処分方法について統一的な対応となるよう、制度を見直すこと。
- ・ 国が責任を持って農業系廃棄物の処分を行うこと。

(理由)

- ・ 8,000ベクレルを超える農業系廃棄物への対応が避難指示区域内外で異なっている。

【避難指示区域外】

農業系廃棄物処理事業補助金を活用し、市が委託により汚染廃棄物（堆肥・稲わら・牧草）をフレコンバックに回収・保管している。

【避難指示区域内】

区域内の生産者がフレコンバックを購入し、フレコンバックに詰め込んだものを環境省が回収、処分することとなっている。

・被災者の住宅再建に係る下水道受益者負担金の財政支援について

(要望内容)

- ・下水道受益者負担金の軽減措置について、「復興加速化交付金」等の対象事業とすること。

下水道区域に限定して減免措置を講じた場合は、

345世帯×230,000円=79,350,000円

(理由)

- ・下水道受益者負担金を前の居住地で一度支払っているが、被災者にとって移転先での新たな下水道受益者負担金の支払いは大きな問題であり、帰還に二の足を踏む要因になっている。

(制度上、負担金を賦課せざるを得ない)

- ・市で減免等の実施をするには莫大であり、市単独の実施は不可能である。

・介護保険事業者への支援

(要望内容)

- ・避難指示を含む地域では、県内での人材確保が困難なことから、現行の「介護職員処遇改善加算」に加え、特例措置として全額国庫による賃金手当制度を新設すること。

(理由)

- ・要支援・要介護認定者が震災前から約2割増加している。しかし、介護施設では、介護に携わるスタッフ不足により全面稼働できない施設がある。

・放射線に対する健康管理責任及び放射線の安全基準値設定等について

(要望内容)

- ・本地域における住民の健康管理については、国が一括管理し、健康被害への補償に対しても、国の責任で賠償すること。
- ・誰もが納得できる放射線の安全と危険の境目の基準値を早期に設定すること。
- ・放射線の安全基準値については、科学的根拠を明確にすること。
- ・設定した安全基準値と科学的根拠については広く周知を図ること。

(理由)

- ・放射線が及ぼす健康への影響は、広域にわたり、相当な期間注視しなければならない。
- ・放射線に対する不安から、多くの住民が帰還をためらっている。
- ・国は放射線に対する明確な基準を設定していない。